

報告第 27 号

小城市長の権限に属する事務の一部を教育委員会に委任する
規則の一部改正について

このことについて、別紙のとおり報告する。

平成 26 年 11 月 26 日

小城市教育委員会 教育長 今村 統嘉

報告理由

母子及び寡婦福祉法の一部改正に伴い、小城市長の権限に属する事務の一部を教育委員会に委任する規則の一部を改正しましたので報告します。

小城市規則第 21 号

小城市長の権限に属する事務の一部を教育委員会に委任する規則の一部を改正する規則

小城市長の権限に属する事務の一部を教育委員会に委任する規則（平成 19 年小城市規則第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改め、同条第 1 号中「母子自立支援員」を「母子・父子自立支援員」に改め、同条第 2 号中「第 17 条」を「第 6 条第 6 項」に改め、同条第 3 号中「第 33 条第 2 項」を「第 31 条の 7 第 3 項及び第 33 条第 3 項」に改め、同条第 5 号中「母子及び寡婦福祉法施行令」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令」に、同条第 7 号中「省令」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法施行規則（昭和 39 年厚生省令第 32 号。以下この条において「省令」という。）に改め、「自立支援教育訓練給付金」の次に「（省令第 6 条の 17 の 7 の規定により準用する場合を含む。）」を加える。

附 則

この規則は、平成 26 年 10 月 1 日から施行する。

(7) 省令

_____第6条の6第1項の規定による自立支援教育訓練給付金_____の支給に係る教育訓練の指定の申請の受理に関すること。

(8)~(13) (略)

第5条~第10条 (略)

(7) 母子及び父子並びに寡婦福祉法施行規則(昭和39年厚生省令第32号。以下この条において「省令」という。)第6条の6第1項の規定による自立支援教育訓練給付金(省令第6条の17の7の規定により準用する場合を含む。)の支給に係る教育訓練の指定の申請の受理に関すること。

(8)~(13) (略)

第5条~第10条 (略)